地域再生計画

1 地域再生計画の名称

高度外国人材等受入促進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

秋田県仙北市

3 地域再生計画の区域

秋田県仙北市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

①仙北市はインバウンド観光客等の外国人に向けた積極的なプロモーションを行っており、観光地として国内外に有名である。その一方、外国人材の積極的な受け入れができる国家戦略特区の優位性や東京へのアクセスの良さ等のビジネス面での海外向けのプロモーションはこれまで全く行っていなかった。その結果、観光分野の知名度の高さ比べて、経済分野の認知度は低く、実際、英語のGoogle検索では、経済分野の検索結果件数は、観光分野の3分の1以下である。そのため、近年増加している高度外国人材の国内在留者から仙北市は全く認知されていないと思料される。

②仙北市は観光地として外国人観光客の受入れの体制整備には取り組んできた一方、切迫した必要性の無さから外国人材の受入れの取り組みを積極的に行ってこなかった。実際、市内在住の外国人は少なく、市内事業者も外国人雇用のノウハウが無い。また、起業・創業を志す高度外国人材等へのサポートする支援体制が無い。そのため、高度外国人材等を市内に定着させたり、活躍させたりするための環境整備が十分でない。

③若年層が高校卒業後等に市外に転出する社会減を抑えたいが、仙北市には高等教育機関が無く、かつ、若年層に魅力的な職種が少ないため、高校卒業後等に市外に転出する「18歳の崖」が発生している。そのため、高等教育機関に進学する層を中心に、生産年齢人口が減少しており、地域経済の縮小を招いている。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

仙北市では優秀な若者の市外転出等により、生産年齢人口が過去10年間で約3割減少(対2010年)している。そのため、規制緩和に取り組める国家戦略特区の優位性、水深日本一の田沢湖・乳頭温泉郷・県内最大級のたざわ湖スキー場等の豊富な観光資源、東京駅から乗り換え無し最短2時間45分というアクセスの良さ等を訴求して、ITエンジニア等の高度外国人材等の招聘を目指す。そして、高度外国人材等をサテライトオフィス誘致により市内に進出したIT企業等に紹介することで、市内事業者の成長や安定経営を支援し、地域の産業振興を図り、人口減少が進行する社会においても持続可能で活力のある地域づくりを行う。また、同時に高度外国人材等に活躍と成長の機会を提供する。

仙北市は国家戦略特区であり、優秀な外国人材の積極的な受入れ等の規制改革を活用できる。また、コロナ禍以前、年間4万人近い外国人が宿泊客として訪れており、教育旅行等では平成24年度から令和元年度まで延べ2千人以上の外国人学生等を農家民宿で受け入れていた。このように、小さな国際文化都市の素地を持つ仙北市は、高度外国人材等の交流人口を増やすだけではなく、定住人口を増やすことに繋げることができる。加えて、市内に高度外国人材等が集まり、地域経済が活性化することで、地元の有望な若年層に雇用の場、創業機会等を提供し、市外流出による社会減の抑制を目指す。

1

【数値目標】

【 数 但 日 保 』								
KPI1	地域へのUIJ タ	単位	人					
KPI2	事業を通じた高	単位	7					
KPI3	市内事業者への高度外国人材の紹介件数							件
KP I 4	ワンストップセンターの相談利用件数							件
	事業開始前 (現時点)	2024年度 増加分 (1年目)	2025年度 増加分 (2年目)	2026年度 増加分 (3年目)	2027年度 増加分 (4年目)	2028年度 増加分 (5年目)		I 増加分 累計
KPI(1)	50.00	15. 00	15.00	15. 00	_	_		45. 00
KPI2	0.00	6. 00	8.00	10.00	_	_		24. 00
KP I ③	0.00	10.00	15.00	20.00	-	-		45. 00
KP I 4	0.00	10.00	15.00	20.00	-	-		45. 00

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- 〇 地方創生推進タイプ(内閣府): 【A3007】
 - ① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

高度外国人材等受入促進事業

③ 事業の内容

①高度外国人材等招聘促進事業

規制緩和に取り組める国家戦略特区である優位性や湖・温泉・スキー場等の豊富な観光資源、東京とのアクセスの良さ等を活かして、高度外国人材等の市内招聘を促進するため、国内の外国人ITエンジニアや留学生等の高度外国人材等のニーズや市内不足サービスの調査や、市内事業者等の高度外国人材等に関するニーズ調査、その他招聘促進活動等を行う。②高度外国人材等受入環境整備事業

専門性や技能を有する外国人の市内就業の促進等を目指して、外国人材を受け入れようとする企業等に対して出入国在留管理制度に関する各種相談や情報提供を行うとともに、外国人を含めた起業・開業の促進、起業手続の負担軽減を目指して相談・対応支援を総合的に行うグローバル雇用・創業ワンストップセンターを整える。(ワンストップセンターは既存施設内に設け、建物や内装等のハード事業は伴わない。)

④ 事業が先導的であると認められる理由

(自立性)

高度外国人材等招聘促進事業やグローバル雇用・創業ワンストップセンターの設置は、事業構築やスキーム定着化等を専門知識を持つ事業者への外部委託に頼るため、初期経費は大きいが、4年目以降は経費削減できる。ノウハウを市職員等が吸収することで、外部委託費を大幅に削減し、既存事業活動の一環としての実施等により自立が可能である。また、視察ツアーは参加者から参加料を、ワンストップセンターは相談者から利用料を徴収することからも運営費の一部を賄うことができる。

【官民協働】

高度外国人等受入促進活動は、一過性の活動ではなく、実施運営のノウハウを市内関係者 (商工会、観光協会、市内事業者等)と共有することで、事業終了後も継続的に受入促進活動が自走できる仕組みを作る。

【地域間連携】

高度外国人等受入促進活動は、高度外国人材の流入により、秋田県内の民間投資の波及効果が期待できる。また、秋田県が有する企業ネットワークを最大限に活用し、新たなビジネスマッチングを目指す。

【政策・施策間連携】

高度外国人等受入促進活動や、移住・定住推進政策と連携して高度外国人材やその家族等の市内定住の支援を実施する。また、既存の地域振興策と連携し、地域コミュニティとの交流を支援することで、地域活性化の相乗効果を図る。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組(1)

規制緩和に取り組める国家戦略特区である優位性や湖・温泉・スキー場等の豊富な観光資源、東京とのアクセスの良さ等を活かして、ITエンジニア等の高度外国人材等の受け入れを目指し、高度外国人材等の招聘活動やニーズ調査等を行う。

理由①

ITエンジニア等の高度外国人材等とのオンライン会議の実施や高度外国人材等のリモートワーク移住の推進が期待できる。

取組(2)

グローバル雇用・創業ワンストップセンターでは、ITリテラシーが高い高度外国人材や市内事業者等が利用者と想定されるため、デジタルツールを活用して相談に対応することで運営効率を上げる。

理由(2)

デジタルツールを活用することで、運営コストを抑えながら、グローバル雇用・創業ワンストップセンターの相談窓口体制を構築できる。

取組③

グローバル雇用・創業ワンストップセンターでは、ITリテラシーが高い高度外国人材等が利用者と想定されるため、デジタルツールを活用して相談に対応することで日本語に不慣れな高度外国人材等をフォローする。

理由③

デジタルツールを活用することで、日本語に不慣れな高度外国人材等をフォローできる相談 窓口体制を構築できる。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標(重要業績評価指標(KPI))

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 9 月

【検証方法】

条例で設置している「仙北市総合政策審議会」にて事業実績に基づき、その効果検証を行い、必要に応じて、事業の見直しを行う。

【外部組織の参画者】

市内団体等(観光協会、商工会、農業協同組合、森林組合)、秋田大学、市内金融機関、市民

【検証結果の公表の方法】

仙北市ホームページにて公表

⑦ 交付対象事業に要する経費

・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】総事業費 28,512 千円

⑧ 事業実施期間

2024年4月1日から 2027 年 3 月 31 日 まで

9 その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置 該当なし。												
5-3-2 支援措置によらない独自の取組 (1)該当なし。												
ア 事業概要												
イ 事業実施主体												
ウ 事業実施期間 年 月 (2)該当なし。	日から	年	月	日	まで							
アー事業概要												
イ 事業実施主体												
ウ 事業実施期間 年 月 (3)該当なし。	日から	年	月	日	まで							
ア 事業概要												
イ 事業実施主体												

年 月 日から 年 月 日まで

ウ 事業実施期間

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2027 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

- 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法
 - 5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

- 4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に
- 7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。